

重要

枝幸港利用制限区域の設定について(お知らせ)

今年度についても、下記のとおり利用制限区域を設けますので、遵守願います。

通年(4月1日~3月31日)

小型船溜り施設内(黄色線内側)は
一般車両進入禁止及び全面釣り禁止
です。

また、他の施設についても工事作業ヤード等
で使用するため、**当面の間**「関係者以外進入
禁止(釣り禁止)」となります。

・今後、利用制限区域については変更する場合がありますので、その都度、
看板・ホームページでお知らせいたします。

・岸壁以外(色のついていない箇所)は全て釣り禁止です。

・なお、海岸(砂浜)での釣りにおける事故、トラブル等には一切責任を
負いかねますので、ご承知願います。

漁港区については、常時、
漁業活動が行われており
ますので、サケ釣りはご遠
慮願います。

ゲートより先は、小型船溜り施設利用関係車両
(通行許可証掲示)しか通行できません。

ゲート設置箇所

黒色部分=工事中及び作業ヤードの為、立ち入り禁止

緑色部分=水産関係貨物車両及びボートトレーラー牽引車専用駐車場

枝幸港における車両通行規制のお知らせ

一般車両の
通行規制期間

通 年

近年、枝幸港湾施設内におけるサケ釣り客数の急増により、有料の利用許可施設であります「小型船溜り施設」が全く利用できない状況となっており、あわせて「釣り用のエサ袋等や空き缶等ゴミの放置」、「大便等の放置」、「釣ったサケ等の放置による腐敗・悪臭」、「上架漁船付近での焚き火」、「漁船や漁具の被害」、「釣り客の海中転落・死亡事故」など港湾施設の利用や管理において多大な支障が出ております。

これまでも、釣り客の皆様には、新聞報道や看板設置等で地元漁業者や有料利用者、港湾関係者の施設利用や管理に支障のないようお願いしてきたところではありますが、ごく一握りの方しかルールを守っていただけず、港湾施設管理が非常に困難な状況となったことから、平成26年より『通行規制ゲート』を設置し、一般利用者の車両通行規制を行ったところであります。

つきましては、今年度も、港湾施設利用及び管理の適正化を図るため『通行規制ゲート』を設置し、**通年、地元漁業者や有料利用者、港湾関係者以外の車両進入を禁止**させていただきます。

なお、釣りに関しては今年度も、工事作業ヤードとして全ての岸壁が使用されていますので、**「全面釣り禁止」とさせていただきます。**

枝幸港湾施設内における一般利用者(サケ釣り)利用可能範囲等

R3小型船溜り施設
利用関係車両
No.00:~船名~
枝幸町港湾管理者

地元漁業者や有料利用者に交付
しております。
※通行制限区域へ進入の際は、
車両の見やすい箇所に掲示願
います。

関係者以外の車両進入を禁
止します。
また、施設内で釣りは絶対
にしないでください。

漁港区については、常時、漁業活動
が行われておりますので、サケ釣り
は「遠慮願います。」

令和3年度についても枝幸港内でサケ釣り可能な施設はありません。(砂浜につい
ては、小定置網漁の支障になる為8月中の利用はご遠慮願います。)

なお、利用制限区域が変更となる場合は、その都度看板やホームページでお知ら
せいたします。

緑色部分=水産関係貨物車両
及びボートトレーラー牽引車専用
駐車場

